

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

第 8 回 定時株主総会 招集ご通知

日時：平成28年 6 月20日(月曜日)午前10時
場所：ホテル グランパシフィック LE DAIBA (ル・ダイバ)
地下1階 パレロワイヤル
東京都港区台場二丁目 6 番 1 号

開催場所が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役 8 名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 3 名選任の件
- 第 4 号議案 取締役賞与の支給の件

青磁色 Seiji-iro



三越伊勢丹ホールディングス

目 次

三越伊勢丹グループ企業理念	1
ごあいさつ	2
●招集ご通知	3
●株主総会参考書類	7
●株主総会招集ご通知 添付書類	
事業報告	21
連結貸借対照表	45
連結損益計算書	46
連結キャッシュ・フロー 計算書の要旨<ご参考>	46
連結株主資本等変動計算書	47
連結計算書類に係る 会計監査人の 監査報告書 謄本	48
貸借対照表	49
損益計算書	50
株主資本等変動計算書	51
会計監査人 監査報告書 謄本	52
監査役会 監査報告書 謄本	53
●株主メモ	54
●アンケート結果のご報告	55
●株式に関するお知らせ	56
●トピックス	57

グループスローガン

向きあって、その先へ。

グループの姿勢

真摯に、しなやかに、力強く、向きあいます。

- ・お客さま一人ひとりと向きあいます。 ご要望とご期待に感動レベルのおもてなしでお応えします。
- ・仲間たちと向きあいます。 学びあい、磨き合い、新たな価値を創造します。
- ・株主の皆さまと向きあいます。 公正透明な経営を基盤に、誠意と成果でお応えします。
- ・パートナーの皆さまと向きあいます。 顧客満足を合言葉に、最良の関係を築きます。
- ・地域、社会、地球と向きあいます。 ありたい未来の実現に向けて貢献します。

将来にわたり、かけがえのない信頼関係を築いていきます。

グループビジョン

「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、
お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、
お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアとなり、
高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」となる。

ごあいさつ

世界随一の 小売サービス業グループの 実現に向けて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成28年3月31日をもちまして、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの第8期の決算を行いましたので、ここに報告書をお届けさせていただきます。何卒、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

当期は、インバウンド消費の増加などもありましたが、全体的には、資源価格の下落、株価の低迷などの影響により、個人消費は停滞感が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、企業メッセージ「this is japan.」を発信し、未来に向かって新たな三越伊勢丹グループをつくり上げていく決意表明を行いました。品揃えはもちろん、お客さまをおもてなしする心づかい、立居振舞いをも含め、日本の四季で育まれた五感を生かし、お客さまに新しい価値を提供し、ご期待にお応えできるよう努めてまいり所存でございます。

これからも、現状に満足せず、グループビジョンに掲げる「世界随一の小売サービス業グループ」の実現をめざしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長執行役員
石塚 邦雄

代表取締役社長執行役員
大西 洋

招集ご通知

株 主 各 位

(証券コード 3099)

平成28年5月26日

東京都新宿区新宿五丁目16番10号

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス

代表取締役会長執行役員 石 塚 邦 雄

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第8回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使方法についてのご案内」(次頁)の通り、書面またはインターネットなどにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成28年6月17日(金曜日)午後8時まで議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月20日(月曜日)午前10時
なお、受付開始時間は、午前9時を予定しております。
2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
ホテル グランパシフィック LE DAIBA (ル・ダイバ) 地下1階 パレロワイヤル

- 開催場所が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。
- 「パレロワイヤル」が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与の支給の件

以 上

くお知らせ

- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ホームページ(<http://www.imhds.co.jp>)に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「会社の新株予約権に関する事項」、②連結計算書類の「連結注記表」、③計算書類の「個別注記表」

なお、本招集ご通知添付書類および上記ホームページ掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

- 修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ(<http://www.imhds.co.jp>)にて修正後の内容を掲載いたします。なお、修正がない場合は掲載いたしておりません。

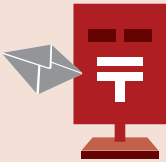
議決権行使方法についてのご案内



■ 株主総会にご出席いただく場合

開催日時 平成28年6月20日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です）
なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。



■ 書面による議決権行使

行使期限 平成28年6月17日（金曜日）午後8時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。



■ インターネットによる議決権行使

行使期限 平成28年6月17日（金曜日）午後8時まで

議決権行使サイト <http://www.evot.jp/> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

インターネットによる行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

以上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

*「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権行使サイト

<http://www.evote.jp/>

議決権行使期限

平成28年6月17日（金曜日）午後8時まで



アクセス手順について

以下はパソコンの画面を表示しております。

1. 議決権行使サイトへアクセス

①「次の画面へ」をクリック



パスワードのお取り扱いについて

- ① 株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

！ ご注意事項

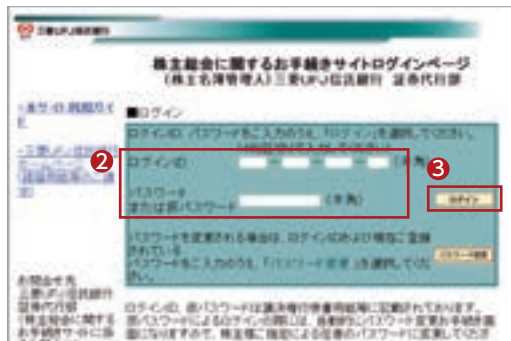
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

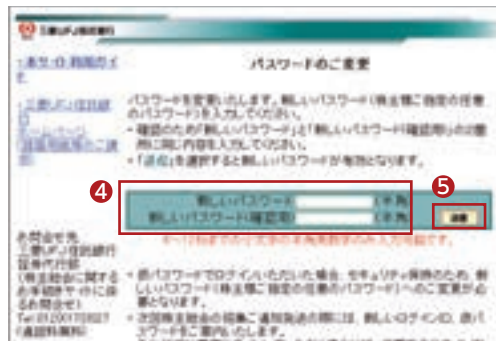
2. ログインする

- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック



3. メニューから議決権行使を選択

- ④ 新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力
- ⑤ 「送信」をクリック



以降は画面の入力案内に従って賛否
をご入力ください。

信（TLS通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせ

ていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

システムに関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027 受付時間 9時～21時（通話料無料）

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主文書・
株式に関するお知らせ

トピックス

株主総会参考書類

■ 議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第8期の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当の維持ならびに既存および新規の事業への投資等に必要な内部留保の適正な確保を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 6円
総額 2,349,924,078円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月21日



第2号議案

取締役8名選任の件

今回の定時株主総会の終結の時をもって、取締役 石塚邦雄、大西洋、松尾琢哉、赤松憲、杉江俊彦、槍田松瑩、井田義則、永易克典の8氏は、任期満了となります。
つきましては、取締役8名の選任を願いたく、次の候補者を推薦いたします。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	出席状況 取締役会出席率
1	再任候補者 いし づか くに お 石 塚 邦 雄	代表取締役会長執行役員	15回中15回 100%
2	再任候補者 おお にし ひろし 大 西 洋	代表取締役社長執行役員	15回中15回 100%
3	再任候補者 まつ お たく や 松 尾 琢 哉	取締役専務執行役員営業本部長	15回中15回 100%
4	再任候補者 すぎ え とし ひこ 杉 江 俊 彦	取締役専務執行役員経営戦略本部長	15回中15回 100%
5	新任候補者 わ だ ひで はる 和 田 秀 治	常務執行役員業務本部長兼管財部長	—
6	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 うつ だ しょう えい 槍 田 松 瑩	社外取締役	15回中14回 93.3%
7	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 い だ よし のり 井 田 義 則	社外取締役	15回中15回 100%
8	再任候補者 社外取締役候補者 なが やす かつ のり 永 易 克 典	社外取締役	15回中15回 100%

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主
株式に関するお知らせ

トピックス

1

いしづか くに お
石塚 邦雄

(昭和24年9月11日生)

再任

所有する当社の株式数
45,279株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和47年5月 (株)三越入社
平成15年2月 同執行役員業務部長
平成16年3月 同上席執行役員経営企画部長
平成17年3月 同常務執行役員営業企画本部長
平成17年5月 同代表取締役社長執行役員兼営業企画本部長
平成18年2月 同代表取締役社長執行役員
平成20年4月 当社代表取締役社長執行役員
平成20年6月 (株)伊勢丹取締役
平成23年4月 (株)三越伊勢丹取締役会長執行役員
平成24年2月 当社代表取締役会長執行役員 (現任)
平成24年4月 (株)三越伊勢丹代表取締役会長執行役員 (現任)
平成25年6月 積水化学工業(株)取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹代表取締役会長執行役員
積水化学工業(株)取締役

取締役候補者とした理由

平成20年の当社設立時に代表取締役社長執行役員、平成24年に代表取締役会長執行役員に就任し、経営トップとして統合後の会社を軌道に乗せるとともに、当初予定を大幅に前倒ししてグループ企業の再編を行うなど経営の土台を築いてまいりました。経営に関する豊富な知見とリーダーシップは当社グループの企業価値向上にさらに寄与できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

2 おおにし 大西

ひろし 洋 (昭和30年6月13日生)

再任



所有する当社の株式数
33,470株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年4月 (株)伊勢丹入社
平成17年6月 同執行役員経営企画部総合企画担当長
平成18年2月 同執行役員営業本部立川店長兼立川店営業統括部長
平成20年3月 同常務執行役員
(株)三越常務執行役員百貨店事業本部MD統括部長
平成21年4月 同取締役常務執行役員百貨店事業本部MD統括部長兼MD企画部長
平成21年6月 (株)伊勢丹代表取締役社長執行役員
平成22年1月 同代表取締役社長執行役員兼営業本部長
平成22年3月 (株)三越取締役
平成22年6月 当社取締役
平成23年4月 (株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員兼営業本部長
平成24年2月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)
(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員 (現任)
平成28年5月 日本百貨店協会会長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員
日本百貨店協会会長

取締役候補者とした理由

平成23年に百貨店事業会社である(株)三越伊勢丹の設立時の代表取締役社長執行役員、平成24年に当社代表取締役社長執行役員に就任しました。仕入構造改革、新規事業など当社グループが成長していくための取組みを推進しグループを牽引しています。経営に関する豊富な知見とリーダーシップは当社グループの企業価値向上にさらに寄与できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

3

まつ お たく や
松尾 琢 哉

(昭和33年12月27日生)

再 任

所有する当社の株式数
23,327株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年4月 (株)伊勢丹入社
平成20年3月 同執行役員営業本部浦和店長
平成23年4月 (株)三越伊勢丹常務執行役員営業本部MD統括部支店グループ統括部長
平成25年4月 当社常務執行役員営業副本部長兼営業本部地域店舗事業部長
平成26年4月 当社常務執行役員営業本部長
(株)三越伊勢丹取締役常務執行役員営業本部長兼営業本部基幹店事業部長
平成26年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長
平成27年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長 (現任)
(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員営業本部長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員営業本部長

取締役候補者とした理由

入社以来、営業部門を中心に従事し、平成26年に当社取締役常務執行役員営業本部長に就任しました。当社グループの中核である百貨店事業に精通しています。特に支店地方店改革、新規の中小型店の出店を積極的に推進する等、百貨店事業において高い専門性と豊富な経験を兼ね備えており、当社グループの企業価値向上にさらに寄与できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

4 ^{すぎ え とし ひこ} 杉 江 俊 彦 (昭和36年2月15日生)

再 任



所有する当社の株式数
14,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年4月 (株)伊勢丹入社
平成21年4月 同執行役員営業本部MD統括部食品統括部長兼食品営業部長
平成23年4月 (株)三越伊勢丹執行役員営業本部MD統括部食品統括部長
平成24年4月 当社常務執行役員経営戦略本部付
平成24年6月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長
平成25年4月 (株)三越伊勢丹取締役常務執行役員経営戦略本部長
平成28年4月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長 (現任)
(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員経営戦略本部長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員経営戦略本部長

取締役候補者とした理由

入社以来、営業部門と後方部門の双方に従事し、執行役員就任後は平成21年に(株)伊勢丹営業本部 MD統括部食品統括部長、平成24年からは当社取締役常務執行役員経営戦略本部長と、幅広い立場で経営に参画しています。百貨店事業における豊富な経験とグループの事業全般に幅広く精通する能力は、当社グループの企業価値向上にさらに寄与できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主文・
株式に関するお知らせ

トピックス

5

わだ ひで はる
和田 秀治

(昭和31年1月4日生)

新任

所有する当社の株式数
10,080株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年6月 (株)三越入社
平成19年2月 同執行役員経営企画部長
平成19年9月 同執行役員経営企画部長兼統合準備室副室長
平成20年3月 同執行役員
平成20年4月 当社執行役員経営戦略本部経営企画部長
平成23年4月 当社執行役員管理本部業務部長
平成25年4月 当社執行役員業務本部業務推進部長
平成28年4月 当社常務執行役員業務本部長兼管財部長（現任）
(株)三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長（現任）

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長

取締役候補者とした理由

入社以来、経営企画などの業務を中心に従事し、平成20年の当社設立時には執行役員経営企画部長に就任、平成23年からは管財、物流などを統括する部門の責任者としてインフラ整備、コスト構造改革に貢献してまいりました。本年からは常務執行役員業務本部長として広い見地より経営に携わっております。当社グループの企業価値向上にさらに寄与できると判断し、同氏を取締役候補者としてしました。

6 榎田 松 瑩

(昭和18年2月12日生)

再 任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
5,982株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和42年4月 三井物産(株)入社
平成9年6月 同取締役
平成12年6月 同代表取締役常務取締役
平成14年4月 同代表取締役専務取締役
平成14年10月 同代表取締役社長
平成19年6月 (株)東京放送ホールディングス取締役 (現任)
平成21年4月 三井物産(株)取締役会長
(株)TBSテレビ取締役 (現任)
平成21年5月 公益社団法人ベトナム協会会長 (現任)
平成25年6月 当社取締役 (現任)
平成25年11月 (株)海外需要開拓支援機構取締役 (現任)
平成26年6月 (株)野村総合研究所取締役 (現任)
平成27年4月 三井物産(株)取締役
平成27年6月 三井物産(株)顧問 (現任)

重要な兼職の状況

三井物産(株)顧問
(株)東京放送ホールディングス取締役
(株)TBSテレビ取締役
公益社団法人ベトナム協会会長
(株)海外需要開拓支援機構取締役
(株)野村総合研究所取締役

社外取締役候補者とした理由

事業法人の経営者として、社内コンプライアンス意識の徹底や制度改革、業績向上の実績があり、その豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主
株主
株式
に関する
お知らせ

トピックス

7 ^い ^だ ^{よし} ^{のり}
井田義則 (昭和18年5月18日生)

再 任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
3,987株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和41年4月 いすゞ自動車(株)入社
平成6年1月 同取締役
平成8年5月 同常務取締役
平成11年4月 同専務取締役
平成12年12月 同代表取締役社長兼COO
平成19年6月 同代表取締役会長
平成21年2月 同取締役会長
平成23年6月 同特別相談役名誉会長
平成24年6月 同特別相談役 (現任)
平成25年6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

いすゞ自動車(株)特別相談役

社外取締役候補者とした理由

事業法人の経営者として、抜本的な構造改革に取り組み、業績の大幅な改善を行った実績があり、その豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

8 なが やす かつ のり 永 易 克 典

(昭和22年4月6日生)

再 任

社外取締役候補者



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和45年5月 (株)三菱銀行入行
 平成9年6月 (株)東京三菱銀行取締役
 平成12年6月 日本信託銀行(株)常務取締役
 平成13年4月 (株)三菱東京フィナンシャル・グループ取締役
 平成13年10月 三菱信託銀行(株)常務取締役
 平成14年6月 (株)東京三菱銀行常務取締役
 平成16年4月 (株)三菱東京フィナンシャル・グループ取締役常務執行役員
 平成17年1月 (株)東京三菱銀行専務取締役
 平成17年5月 同副頭取
 平成17年10月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員
 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行副頭取
 平成18年6月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役副社長
 平成20年4月 同取締役
 (株)三菱東京UFJ銀行頭取
 平成22年4月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長
 平成24年4月 (株)三菱東京UFJ銀行取締役会長
 平成25年4月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
 平成25年6月 新日鐵住金(株)監査役(現任)
 平成26年6月 当社取締役(現任)
 三菱自動車工業(株)監査役(現任)
 平成28年3月 キリンホールディングス(株)取締役(現任)
 平成28年4月 (株)三菱東京UFJ銀行相談役(現任)

重要な兼職の状況

(株)三菱東京UFJ銀行相談役
 新日鐵住金(株)監査役
 三菱自動車工業(株)監査役
 キリンホールディングス(株)取締役

社外取締役候補者とした理由

長年にわたる金融機関の経営者としての豊富な経験と財務に関する知見を当社の経営に反映していただけると考えております。また、幅広い見識は当社の取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保すべく適切な助言・提言をいただけると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主メモ・
株式に関するお知らせ

トピックス

- (注記) 1. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、三越伊勢丹ホールディングス役員持株会における本人の持分を含めております。
2. 永易克典氏は当社グループの主要取引先金融機関である(株)三菱東京UFJ銀行相談役であります。
また、その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 永易克典氏が社外監査役を兼務している三菱自動車工業株式会社は、平成28年4月に、同社製の軽自動車の型式認証取得において、燃費を実際よりも良く見せるための不正な操作が行われていたこと、および国内法規で定められたものと異なる試験方法がとられていたことが判明しました。同氏は、事前には、当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った提言をしております。当該事実の判明後は、当該事実についての徹底した調査および再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。
4. 檜田松瑩、井田義則、永易克典の3氏とは、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容の概要は3氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。
5. 檜田松瑩、井田義則、永易克典の3氏は、現在当社の社外取締役であります。檜田松瑩、井田義則の2氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。また、永易克典氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社は檜田松瑩、井田義則の2氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。

第3号議案

監査役3名選任の件

今回の定時株主総会の終結の時をもって、監査役 高田信哉、北山禎介、飯島澄雄の3氏は、任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任を願いたく、次の候補者を推薦いたします。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

1 ^{たきのよしお} 瀧野良夫 (昭和31年5月11日生)

新任



所有する当社の株式数
7,759株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和56年4月 (株)伊勢丹入社
平成20年3月 同執行役員(株)三越伊勢丹ホールディングス準備室付
平成20年4月 当社執行役員営業政策本部店舗運営部長
平成22年3月 (株)伊勢丹執行役員営業本部営業政策部長
平成23年4月 (株)三越伊勢丹執行役員営業本部伊勢丹立川店長
平成25年4月 同常務執行役員営業本部基幹店事業部伊勢丹新宿本店長
平成26年4月 当社常務執行役員リスクマネジメント室長
平成28年4月 当社常務執行役員社長付 (現任)

重要な兼職の状況

なし

監査役候補者とした理由

入社以来、百貨店の営業政策や店舗運営に関する業務を中心に従事し、平成25年に(株)三越伊勢丹常務執行役員伊勢丹新宿本店長を経て、平成26年に当社常務執行役員リスクマネジメント室長に就任しました。コンプライアンス・リスクマネジメントについて営業と管理の両側面からの豊富な経験を持ち、当社グループの事業に精通していることから、同氏を監査役候補者としてしました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主メモ・
株式に関するお知らせ

トピックス

2

みや た こう いち
宮田 孝一

(昭和28年11月16日生)

新任

社外監査役候補者

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和51年4月 (株)三井銀行入行
平成15年6月 (株)三井住友銀行執行役員
平成18年10月 同常務執行役員
平成21年4月 同取締役兼専務執行役員
平成22年4月 (株)三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員
平成22年6月 同取締役
平成23年4月 同取締役社長 (現任)
(株)三井住友銀行取締役 (現任)
平成26年6月 ソニー(株)取締役 (現任)
平成28年4月 三井生命保険(株)取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役社長
(株)三井住友銀行取締役
ソニー(株)取締役
三井生命保険(株)取締役

社外監査役候補者とした理由

金融機関の経営者としての豊富な経験と財務に関する知見を当社の監査に反映していただけると考えております。また、幅広い見識は当社の取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保すべく適切な助言・提言をいただけると判断し、同氏を監査役候補者としました。

3 ふじ わら ひろ たか
藤原宏高 (昭和29年5月21日生)

新任 社外監査役候補者 独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和60年4月 飯島山田法律特許事務所入所
平成7年4月 ひかり総合法律事務所設立
平成19年4月 慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）非常勤講師（現任）
平成27年1月 弁護士法人ひかり総合法律事務所設立代表弁護士（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人ひかり総合法律事務所代表弁護士

社外監査役候補者とした理由

長年にわたる弁護士活動で培われた高い見識を当社の監査やコンプライアンス体制の構築・維持に発揮していただくとともに、独立した立場から、当社の取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保すべく適切な助言・提言をいただけると判断し、同氏を監査役候補者としました。

- (注記) 1. 監査役候補者の所有する当社の株式数は、三越伊勢丹ホールディングス役員持株会における本人の持分を含めております。
2. 宮田孝一氏は当社グループの主要取引先金融機関である株式会社三井住友銀行取締役であります。
また、その他の候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。
3. 宮田孝一氏、藤原宏高氏の選任が承認された場合、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結する予定であり、その内容の概要は2氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。
4. 当社は藤原宏高氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。

第4号議案

取締役賞与の支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役5名（取締役8名のうち社外取締役3名は除く）に対し、取締役賞与と総額5,826万円を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役に對する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社の取締役の報酬を決定するに当たっての基本方針および手続きにつきましては、事業報告37ページに記載のとおりであります。

以 上

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、前半緩やかな回復基調にありましたが、後半、欧州でのテロのリスクや金融市場での信用リスク、また中国・新興国に加え、米国でも景気減速懸念が高まり、全体的に力強さを欠く状況となりました。日本経済については、企業収益は底堅いものの、内外需とも動きが弱く景気の足踏み状態が続きました。小売業界においては、株安など資産価値の減少を受けて消費マインドが低下し、個人消費が停滞した状況が続きました。

このような状況のもとで、当社グループは長年培ってきたノウハウ・リソースを結集することで、「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアとなり、高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」となることをめざし、平成23年から日本の良き伝統、文化をあたらしい価値としてご提供する「ジャパン センスイズ」に取り組み、昨年からはそれを深化させた「this is japan.」を企業メッセージに掲げ、商品やサービスの独自性に磨きをかけ、世界に認められるあたらしい価値を創出する取り組みを進めてまいりました。

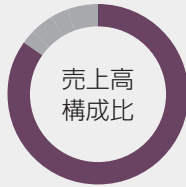
このような結果、当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は1兆2,872億円余（前連結会計年度比1.2%増）、営業利益は331億円余（前連結会計年度比0.1%増）、経常利益は367億円余（前連結会計年度比6.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は265億円余（前連結会計年度比11.3%減）となりました。



伊勢丹新宿本店



三越日本橋本店



百貨店業

84.8%

売上高 1兆1,873億円 前期比 101.2%

営業利益 215億円 前期比 100.4%

百貨店業におきましては、「百貨店のあるべき姿」を実現すべく三越伊勢丹グループならではのあたらしい価値をご提案することに取り組んでまいりました。当社グループの成長を牽引する基幹3店において、以下の取り組みを進めてまいりました。

「世界最高のファッションミュージアム」の実現をめざす伊勢丹新宿本店では、さまざまなお客さまのニーズにお応えするべく進化し続けるデジタルテクノロジーを活用し、新たな価値をお届けしてまいりました。スマートフォンアプリ「ISETANナビ」を通じたタイムリーで魅力的な情報の発信や、カラフル・ボード株式会社が開発した人工知能を搭載したアプリ「SENSY（センシー）」を活用した新しいショッピング体験のご案内、外部の企業や団体が持つ先端のテクノロジーを融合させたイベントの開催など、毎日の生活をより豊かにするライフスタイルを積極的にご提案してまいりました。

三越日本橋本店は、「カルチャーリゾート百貨店」をコンセプトに、日本文化の発信拠点として日本の美意識を伝える取り組みをすすめてまいりました。本年2月に、ジャパンプレミアムブランド「セキトワ」が本館1階に、プロモーションスペース「ギャラリー ライフ マイニング」が本館5階にオープンし、お客さまの生活に彩りを添える商品の展開や、日本の美しい暮らしや文化をご提案しております。また、本年3月には日本の食文化を五感で体験できる「自遊庵」が本館地下1階にオープンいたしました。

三越銀座店は、「最旬グローバル百貨店」の実現に向け昨年に大規模リモデルを行いました。各階の「グローバルメッセージ」は情報発信基地として最旬のトレンドを期間限定でプロモーションスタイルにてご提案しています。



伊勢丹新宿本店



三越日本橋本店の
ギャラリー ライフ マイニング



三越銀座店3階の
グローバルメッセージ

本年1月には、沖縄以外では日本初となる空港型市中免税店「Japan Duty Free GINZA」がオープンいたしました。世界のブランドや日本の伝統をラインアップし世界中のお客さまをお迎えしております。

地域百貨店につきましては、昨年9月に丸井今井札幌本店と札幌三越がリモデルオープンし、取扱いのアイテムやブランド、サービスにいたるまで磨きをかけてご提供しています。また本年4月には、三越銀座店につづき、福岡三越に空港型市中免税店「FUKUOKA DUTY FREE TENJIN」がオープンしております。

中小型店舗につきましては、当社グループの強みである編集力と新たなチャネル開発とエリア展開で、お客さまとの接点拡大に向け出店をすすめております。編集型小型店「エムアイプラザ」は、昨年4月の「エムアイプラザ富士見」をはじめとして全国各地に10店舗を出店し、本年3月までに26店舗となりました。ファッションセレクトストア「イセタンサローネ」が昨年4月六本木に、「イセタンサローネメンズ」が昨年12月丸の内に、「イセタンハウス」が本年3月名古屋にオープンいたしました。

ラグジュアリーコスメの編集ショップ「イセタン ミラー メイク&コスメティクス」は昨年秋に東急プラザ表参道原宿店とラスカ茅ヶ崎店、本年4月に13店舗目となるアトレ恵比寿店がオープンいたしました。また、本年1月に三越伊勢丹グループ海外初の化粧品小型店「ISETAN BEAUTY」が上海にオープンし、中国マーケットにあわせた商品を揃え、日本らしい「安心・安全」をご提供いたしております。

WEB事業につきましては、サイトのリニューアルから1年が経過し、リアル店舗との融合をめざし、基幹3店と連動した企画数の増加や展開商品数の拡大により、お客さまの利便性向上に取り組みました。

海外事業につきましては、クールジャパン機構とのマレーシアクアラルンプールでの取り組みや、フランスパリでのショップ出店など、日本の文化や商品の展開・情報発信をすすめてまいります。



札幌三越のMy Café

MI PLÄZÄ

MITSUKOSHI ISETAN



エムアイプラザ 立川立飛



ISETAN HAUS



イセタンハウス



クレジット・金融・友の会業

2.6%

売上高

362億円 前期比 105.0%

営業利益

56億円 前期比 100.7%

クレジット・金融・友の会業につきましては、株式会社エムアイカードが外部利用拡大に向けた各種キャンペーンの展開、外部加盟店の拡大、提携カードの発行などに努めたほか、ポイントモールやWEB明細サービスを新たに導入するなど、お客さまの利便性向上に加えて、収益力の高い経営基盤の構築に取り組んでまいりました。また、本年4月よりカード会員特典をグループ共通ポイントに改定いたしました。すでに大手航空会社とのマイル交換をはじめ、Tポイントとの連携、また野村不動産グループや福岡の商業施設「V I O R O」との提携カード発行などを進めておりますが、今後も更なるポイント交換先の拡大等、お客さまにより便利にご利用いただけるよう取り組んでまいります。



エムアイカード



小売・専門店業

4.0%

売上高

558億円 前期比 96.5%

営業利益

△10億円(前期は営業損失2億円)

小売・専門店業につきましては、株式会社三越伊勢丹フードサービスが、日本一の豊かな食のプレゼンターをめざして昨年5月にクイーンズ伊勢丹笹塚店をリモデルオープンいたしました。また、百貨店で展開する高級食品専門店をプロデュースし、本年3月には伊勢丹府中店の食品フロアリモデルの核テナントとしてクイーンズ伊勢丹グランデ府中店がオープンいたしました。



クイーンズ伊勢丹グランデ府中店



不動産業

3.3%

売上高

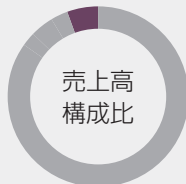
462億円 前期比 107.8%

営業利益

63億円 前期比 99.1%

不動産業につきましては、株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインが、オリンピック・パラリンピック開催予定の東京地区やインバウンド需要が見込まれる北海道・京阪地区において、ホテル・商業施設・オフィス再開発など積極的に建装事業を拡大いたしました。

また、グループ保有資産の有効活用やグループのお客さまへのより魅力ある商品・サービスの提供をめざし、昨年4月に株式会社三越不動産を株式会社三越伊勢丹不動産に商号変更するとともに、従来の不動産賃貸管理業に加え、資本業務提携先である野村不動産株式会社との共同分譲事業の取り組みをすすめてまいりました。



その他

5.3%

売上高

748億円 前期比 101.9%

営業利益

3億円 前期比 648.0%

「お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つこと」の実現に向けて、当社グループの強みを活かした独自性の高い新規事業の開発をすすめてまいりました。株式会社三越伊勢丹旅行が昨年7月より営業を開始し、プレミアム感にあふれた旅行をご提案いたしております。また、昨年10月にブライダル事業の株式会社三越伊勢丹プラン・ドゥ・シーを設立し、本年1月に飲食事業の株式会社三越伊勢丹トランジットを設立いたしました。さらに、本年1月には、投資事業の株式会社三越伊勢丹イノベーションズを設立し、従来のビジネスモデルにとらわれない新しい事業の創出に挑戦しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は400億円余となりました。その主なものは、三越伊勢丹グループ各店の改修工事等で208億円余でございます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、長期借入金の返済および設備投資等に充当するため、長期借入金により190億円を調達しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、グループビジョンである「世界随一の小売サービス業グループ」の実現に向けたマイルストーンとして2018年度 連結営業利益500億円を目標とするグループ3ヶ年計画を推進しております。

経済環境につきましては、企業業績や雇用環境に改善が見られるものの、地域経済回復の遅れや、株価、為替など決して楽観できる状況ではないと認識しております。足元では、実質賃金の伸び悩みや景気の不透明感から消費マインドが低下していることに加え、好調であったインバウンドの伸びも鈍化するなど小売環境は厳しい局面を迎えております。このような中において当社グループは、持続的な成長を実現するために「百貨店のあるべき姿」の実現と長期視点に立った成長事業の強化・拡大に取り組んでまいります。

当社グループの主力事業である百貨店業におきましては、独自性とブランド力をさらに強固にすべく、強みである新宿・日本橋・銀座の基幹3店を中心に経営資源を投下し、世界最高レベルの価値を提供してまいります。

また、お客さまのご要望を迅速かつ的確に把握し企画開発した、独自性・収益性の高い商品やサービスを中小型店舗、WEB、海外など、グローバルなチャネル・顧客接点・業態に拡げていくことで一層の収益拡大をめざしてまいります。

さらに、お客さまのライフスタイル全般にわたって新たな価値を提供していくために、外部企業との提携も積極的に検討しながら、既存事業の強化、新規事業の開発に取り組んでまいります。また、女性、専門人材、外国人等、多様な属性・専門性を持つ人財が活躍できる企業風土を醸成してまいります。

一方で、経営PDCAサイクルを強化し、不採算となっている店舗や事業については抜本的な構造改革に取り組むことで企業業績の向上を図ります。

これらの取り組みにより3ヶ年計画における業績目標を達成するとともに、コーポレートガバナンスを強化することで、企業価値の向上と持続的成長をめざしてまいります。

また、株主様をはじめとしたステークホルダーの皆様と真摯に向きあい、かけがえのない信頼関係を築いてまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

セグメント情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注記) 1	合計	調整額 (注記) 2	連結計算書類 計上額 (注記) 3
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	小売・ 専門店業	不動産業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	1,185,781	18,707	42,185	25,602	1,272,277	14,976	1,287,253	－	1,287,253
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,607	17,518	13,641	20,631	53,399	59,862	113,261	△113,261	－
計	1,187,389	36,225	55,827	46,234	1,325,676	74,838	1,400,514	△113,261	1,287,253
セグメント利益又は損失 (△)	21,569	5,617	△1,058	6,323	32,451	358	32,810	297	33,107
セグメント資産	1,092,604	229,095	23,540	150,240	1,495,480	35,493	1,530,974	△237,930	1,293,043
その他の項目									
減価償却費	17,365	1,697	473	1,008	20,545	4,784	25,330	△235	25,094
減損損失	4,756	－	1	－	4,758	2,017	6,775	－	6,775
持分法適用会社への投資額	66,461	－	4,492	－	70,954	－	70,954	－	70,954
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	24,383	5,710	1,218	2,524	33,837	7,657	41,495	△1,452	40,043

(注記) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業等を含んでおります。

2. 調整額は以下の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額297百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2)セグメント資産の調整額△237,930百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3)減価償却費の調整額△235百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△1,452百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。



■国内百貨店業の売上高

会社別・店別		金額（百万円）	構成比（％）	前年比（％）
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	168,316	24.8	101.7
	三越銀座店	85,292	12.5	114.6
	三越千葉店	12,655	1.9	93.2
	伊勢丹新宿本店	272,465	40.1	105.4
	伊勢丹立川店	37,380	5.5	97.0
	伊勢丹松戸店	19,225	2.8	97.1
	伊勢丹浦和店	41,897	6.2	99.0
	伊勢丹相模原店	22,949	3.4	95.5
	伊勢丹府中店	18,901	2.8	96.5
合計		679,085	100.0	103.5
(株)札幌丸井三越		63,426	—	100.0
(株)函館丸井今井		8,547	—	95.5
(株)仙台三越		35,392	—	100.5
(株)新潟三越伊勢丹		46,140	—	100.2
(株)静岡伊勢丹		19,877	—	98.1
(株)名古屋三越		70,810	—	101.2
(株)広島三越		15,540	—	96.8
(株)高松三越		23,464	—	101.8
(株)松山三越		14,827	—	97.4
(株)岩田屋三越		117,322	—	103.8
(株)ジェイアール西日本伊勢丹 ※		80,177	—	101.3

（注記）※ 当社の持分法適用関連会社であります。

■(株)三越伊勢丹の商品別売上高

商品別	金額（百万円）	構成比（％）	前年比（％）
衣料品	246,811	36.3	99.6
身のまわり品	84,102	12.4	104.5
雑貨	127,875	18.8	120.8
家庭用品	30,610	4.5	99.5
食料品	148,487	21.9	100.3
その他	41,199	6.1	94.9
合計	679,085	100.0	103.5

(5) 財産および損益の状況の推移

①当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

期		第5期【平成24年度】 平成24年4月～平成25年3月	第6期【平成25年度】 平成25年4月～平成26年3月	第7期【平成26年度】 平成26年4月～平成27年3月	第8期【平成27年度】 平成27年4月～平成28年3月 ＜当連結会計年度＞
項 目					
売上高	(百万円)	1,236,333	1,321,512	1,272,130	1,287,253
営業利益	(百万円)	26,639	34,646	33,083	33,107
経常利益	(百万円)	34,217	38,440	34,563	36,704
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	25,292	21,166	29,886	26,506
1株当たり当期純利益	(円)	64.11	53.65	75.74	67.41
総資産	(百万円)	1,223,677	1,284,658	1,291,560	1,293,043
純資産	(百万円)	505,127	541,069	577,655	574,316
1株当たり純資産	(円)	1,244.54	1,329.45	1,421.72	1,438.17
自己資本比率	(%)	40.13	40.84	43.39	43.56

(注記) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

②当社単体の財産および損益の状況の推移

期		第5期【平成24年度】 平成24年4月～平成25年3月	第6期【平成25年度】 平成25年4月～平成26年3月	第7期【平成26年度】 平成26年4月～平成27年3月	第8期【平成27年度】 平成27年4月～平成28年3月 ＜当事業年度＞
項 目					
営業収益	(百万円)	22,320	14,563	18,831	15,886
営業利益	(百万円)	17,293	4,594	7,786	5,571
経常利益	(百万円)	17,312	5,183	7,898	5,267
当期純利益	(百万円)	4,585	5,012	6,081	5,072
1株当たり当期純利益	(円)	11.62	12.70	15.41	12.90
総資産	(百万円)	759,074	750,922	743,333	755,212
純資産	(百万円)	457,533	458,699	460,055	453,050
1株当たり純資産	(円)	1,155.96	1,158.63	1,163.17	1,152.47
自己資本比率	(%)	60.09	60.89	61.68	59.77

(注記) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。



(6) 重要な子会社等の状況 (平成28年3月31日現在)

①子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
(株)三越伊勢丹	10,000百万円	100.0	東京都新宿区	百貨店業
(株)札幌丸井三越	100百万円	100.0	北海道札幌市中央区	百貨店業
(株)函館丸井今井	50百万円	100.0	北海道函館市	百貨店業
(株)仙台三越	50百万円	100.0	宮城県仙台市青葉区	百貨店業
(株)新潟三越伊勢丹	100百万円	100.0	新潟県新潟市中央区	百貨店業
(株)静岡伊勢丹	100百万円	100.0	静岡県静岡市葵区	百貨店業
(株)名古屋三越	50百万円	100.0	愛知県名古屋市中区	百貨店業
(株)広島三越	50百万円	100.0	広島県広島市中区	百貨店業
(株)高松三越	50百万円	100.0	香川県高松市	百貨店業
(株)松山三越	50百万円	100.0	愛媛県松山市	百貨店業
(株)岩田屋三越	100百万円	100.0	福岡県福岡市中央区	百貨店業
伊勢丹（中国）投資有限公司	60,371千米ドル	100.0	中華人民共和国 上海市	百貨店業
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	5,000千米ドル	80.0	中華人民共和国 上海市	百貨店業
天津伊勢丹有限公司	2,100千米ドル	100.0	中華人民共和国 天津市	百貨店業
天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司	12,000千米ドル	100.0	中華人民共和国 天津市	百貨店業
成都伊勢丹百貨有限公司	14,990千米ドル	100.0	中華人民共和国 四川省成都市	百貨店業
イセタン（シンガポール）Ltd.	20,625千シンガポールドル	52.7	シンガポール シンガポール市	百貨店業
イセタン（タイランド）Co., Ltd.	290,000千バーツ	49.0	タイ バンコク市	百貨店業
イセタンオブジャパンSdn. Bhd.	20,000千マレーシアリング	100.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
米国三越 INC.	25,000千米ドル	100.0	アメリカ合衆国 フロリダ州	百貨店業
イタリア三越S.p.A.	5,118千ユーロ	100.0	イタリア ローマ市	百貨店業
(株)エムアイカード	1,100百万円	100.0	東京都新宿区	クレジット・金融・ 友の会業
(株)三越伊勢丹フードサービス	100百万円	100.0	東京都中央区	小売・専門店業

(注記) 当社の出資比率は、(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越および(株)エムアイカードは直接保有、その他は間接保有であります。

②持分法適用関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	14,000百万円	40.0	京都府京都市下京区	百貨店業
新光三越百貨股份有限公司	12,459百万台湾ドル	43.4	台湾 台北市	百貨店業

(注記) 当社の出資比率は、(株)ジェイアール西日本伊勢丹は直接保有、新光三越百貨股份有限公司は間接保有であります。

招集
ご
通知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

株
主
之
モ
・
株
式
に
関
する
お
知
ら
せ

ト
ピ
ッ
ク
ス

③特定完全子会社の状況

名 称	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社三越伊勢丹	東京都新宿区新宿三丁目14番1号	430,854百万円	755,212百万円

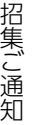
(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、小売・専門店業、不動産業およびその他の5事業を行っております。

(8) 主要な営業所および事業所 (平成28年3月31日現在)

①百貨店業<国内>

名 称		所在地
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	東京都中央区日本橋室町一丁目4番1号
	三越銀座店	東京都中央区銀座四丁目6番16号
	三越千葉店	千葉県千葉市中央区富士見二丁目6番1号
	伊勢丹新宿本店	東京都新宿区新宿三丁目14番1号
	伊勢丹立川店	東京都立川市曙町二丁目5番1号
	伊勢丹松戸店	千葉県松戸市松戸1307番地1
	伊勢丹浦和店	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目15番1号
	伊勢丹相模原店	神奈川県相模原市南区相模大野四丁目4番3号
(株)札幌丸井三越	伊勢丹府中店	東京都府中市宮町一丁目41番2号
	丸井今井札幌本店	北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地
(株)函館丸井今井	札幌三越店	北海道札幌市中央区南一条西三丁目8番地
(株)仙台三越		北海道函館市本町32番15号
(株)新潟三越伊勢丹	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号	
	新潟三越店	新潟県新潟市中央区西堀通五番町866番地
(株)静岡伊勢丹	新潟伊勢丹店	新潟県新潟市中央区八千代一丁目6番1号
		静岡県静岡市葵区呉服町一丁目7番地
(株)名古屋三越	静岡伊勢丹	愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
	栄店	愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
	星ヶ丘店	愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
(株)広島三越		愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
(株)高松三越		愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
(株)松山三越		愛媛県松山市一番町三丁目1番地1
(株)岩田屋三越	岩田屋本店	福岡県福岡市中央区天神二丁目5番35号
	岩田屋久留米店	福岡県久留米市天神町一丁目1番地
	福岡三越店	福岡県福岡市中央区天神二丁目1番1号
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	ジェイアール京都伊勢丹	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地



事業報告

連結計算書類

計算書類

株主メモ・
株式に関するお知らせ

トピックス

名 称	所在地
(株)三越伊勢丹不動産	東京都新宿区新宿六丁目27番30号

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

	従業員数 (名)	前期末比較増減
百貨店業	9,793	138名減
クレジット・金融・友の会業	362	13名増
小売・専門店業	567	18名増
不動産業	420	6名増
その他	1,143	100名増
合計	12,285	1名減

(注記) 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額 (平成28年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

借入先名	借入額 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,420
株式会社三井住友銀行	20,420
株式会社日本政策投資銀行	20,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	7,300
三井住友信託銀行株式会社	7,300
シンジケートローン	45,000



2 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株

(2) 発行済株式の総数

当事業年度末 395,118,414株
前期末比較増減 160,020株増

(注記) 1.うち自己株式数は、3,464,401株であります。
2.発行済株式の増加は、当事業年度中における新株予約権の行使によるものであります。

(3) 株主数

当事業年度末 204,173名
前期末比較増減 33,684名増

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,285,300	6.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,952,200	4.84
公益財団法人三越厚生事業団	13,667,832	3.49
三越伊勢丹グループ取引先持株会	7,808,378	1.99
清水建設株式会社	6,200,000	1.58
J P M O R G A N C H A S E B A N K 380055	5,854,488	1.49
明治安田生命保険相互会社	5,697,279	1.45
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,342,995	1.36
三井住友海上火災保険株式会社	5,299,805	1.35
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 505234	5,263,891	1.34

(注記) 持株比率は自己株式（3,464,401株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役 会長執行役員	石 塚 邦 雄	(株)三越伊勢丹代表取締役会長執行役員 ※3 積水化学工業(株)取締役
代表取締役 社長執行役員	大 西 洋	(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員
取締役 専務執行役員	松 尾 琢 哉	営業本部長 兼 (株)三越伊勢丹取締役専務執行役員 営業本部長
取締役 常務執行役員	赤 松 憲	業務本部長 兼 (株)三越伊勢丹取締役常務執行役員 業務本部長
取締役 常務執行役員	杉 江 俊 彦	経営戦略本部長 兼 (株)三越伊勢丹取締役常務執行役員 経営戦略本部長
※1 取締役	檜 田 松 瑩	三井物産(株)顧問 ※3 (株)東京放送ホールディングス取締役 ※3 (株)TBSテレビ取締役 ※3 (株)海外需要開拓支援機構取締役 ※3 (株)野村総合研究所取締役 公益社団法人ベトナム協会会長
※1 取締役	井 田 義 則	いすゞ自動車(株)特別相談役
※1 取締役	永 易 克 典	(株)三菱東京UFJ銀行取締役会長 ※3 キリンホールディングス(株)取締役 ※4 新日鐵住金(株)監査役 ※4 三菱自動車工業(株)監査役
常勤監査役	高 田 信 哉	(株)岩田屋三越監査役 (株)ジェイアール西日本伊勢丹監査役
常勤監査役	竹 田 秀 成	(株)札幌丸井三越監査役 (株)エムアイカード監査役
※2 監査役	北 山 禎 介	(株)三井住友銀行取締役会長 ※3 富士フイルムホールディングス(株)取締役 ※4 トヨタ自動車(株)監査役
※2 監査役	飯 島 澄 雄	東京虎ノ門法律事務所弁護士

- (注記) 1. ※1印は社外取締役であります。
2. ※2印は社外監査役であります。
3. ※3印は当該株式会社における社外取締役であります。
4. ※4印は当該株式会社における社外監査役であります。
5. 赤松憲氏は平成28年4月1日付で、(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員業務本部長兼(株)三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長から(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員社長付に地位が変更になっております。
6. 杉江俊彦氏は平成28年4月1日付で、(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員経営戦略本部長兼(株)三越伊勢丹取締役常務執行役員経営戦略本部長から(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役専務執行役員経営戦略本部長兼(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員経営戦略本部長に地位が変更になっております。
7. 檜田松瑩氏は平成27年3月31日付で、三井物産(株)取締役会長を退任し、同年6月19日付で三井物産(株)顧問に就任しております。
8. 永易克典氏は平成28年3月31日付で、(株)三菱東京UFJ銀行取締役会長を退任し、同年4月1日付で(株)三菱東京UFJ銀行相談役に就任しております。
9. 飯島澄雄氏は、平成27年6月25日付で、北川工業(株)の社外監査役を退任しております。
10. 高田信哉氏は、(株)伊勢丹の取締役専務執行役員経営企画部長兼経理部担当等を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
11. 竹田秀成氏は、金融機関での勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
12. 当社は社外取締役の檜田松瑩氏、井田義則氏と社外監査役の飯島澄雄氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- ①新任<平成27年6月22日付>
常勤監査役 竹田秀成

②退任<平成27年6月22日付>
取締役常務執行役員 竹田秀成
常勤監査役 小島浩介

- ③地位等の異動
平成27年4月1日付で以下の地位の異動がありました。
取締役専務執行役員 松尾琢哉（取締役常務執行役員）
（注記）（ ）内は異動前の地位

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役檜田松瑩氏、井田義則氏、永易克典氏、監査役高田信哉氏、竹田秀成氏および社外監査役北山禎介氏、飯島澄雄氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	定 額 報 酬		役 員 賞 与		ストックオプション	
	支給人員（名）	支給額（百万円）	支給人員（名）	支給額（百万円）	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役 （うち社外）	9 （3）	177 （32）	5 （―）	58 （―）	5 （―）	48 （―）
監査役 （うち社外）	5 （2）	63 （19）	― （―）	― （―）	― （―）	― （―）
合 計	14 （5）	240 （51）	5 （―）	58 （―）	5 （―）	48 （―）

- （注記）1.取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はありません。
2.上記の取締役賞与は、本定時株主総会第4号議案（取締役賞与の支給の件）が原案通り承認可決されることを条件として支払う予定の額です。
3.ストックオプションにつきましては、平成21年6月29日開催の第1回定時株主総会の決議に基づき、平成28年1月29日開催の取締役会決議で同年2月16日に付与され権利が確定した新株予約権の公正な評価額の総計でございます。

(5) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

①取締役の報酬を決定するに当たっての方針

当社は以下の4点を基本方針としております。

1. 株主と役員の利害一致の促進
2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大（社外取締役は含まず）
3. 目標達成時には競合企業との比較において遜色のない水準の提供（社外取締役は含まず）
4. 評価方法や報酬決定方法の客観性と透明性の確保

具体的な報酬体系は、

- ・ 毎月定額で支払われる「基本報酬」（月額の報酬枠を、取締役全体で2,300万円としております。）
- ・ 短期的なインセンティブとして年に一度業績に連動して支払われる「賞与」（社外取締役は含まず）
（月額報酬の6か月分を基準額とし、支給額は各取締役の目標達成度により0%から200%まで変動いたします。）
- ・ 中長期インセンティブとして企業価値に連動する「ストックオプション」（社外取締役は含まず）
（ストックオプションとして、1年間で年間基本報酬額の50%相当の新株予約権を付与いたします。）

の3つで構成されております。

なお、監査役の報酬は、月額定額で支払われる「基本報酬」のみといたしております。

②上記方針にかかる手続き

当社は上記の方針に沿って、取締役の報酬を社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会（社外取締役3名、代表取締役2名の計5名で構成）にて審議し、取締役会に答申しております。



(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

	重要な兼職先である法人等と当社の関係
取締役 槍田 松瑩	当社子会社は、三井物産(株)およびその子会社との間に商品等の取引関係がありますが、その取引額は僅少であります。 当社グループは、(株)東京放送ホールディングス、(株)TBSテレビ、(株)野村総合研究所、公益社団法人ベトナム協会との間に特別の関係はありません。 また、当社は、(株)海外需要開拓支援機構に出資いたしております。
取締役 井田 義則	当社グループは、いすゞ自動車(株)との間に特別の関係はありません。
取締役 永易 克典	(株)三菱東京UFJ銀行は、当社の大株主であります。 当社および当社グループは、(株)三菱東京UFJ銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。 また、当社グループは、新日鐵住金(株)、三菱自動車工業(株)、キリンホールディングス(株)との間に特別の関係はありません。
監査役 北山 禎介	当社および当社グループは、(株)三井住友銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。 また、当社グループは、富士フイルムホールディングス(株)、トヨタ自動車(株)との間に特別の関係はありません。
監査役 飯島 澄雄	当社グループは、東京虎ノ門法律事務所との間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	槍田 松瑩	当事業年度中に開催の取締役会15回のうち14回に出席し、経営全般にわたり客観的な立場から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	井田 義則	当事業年度中に開催の取締役会15回のうちすべてに出席し、産業界の動向に関する幅広い知見から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	永易 克典	当事業年度中に開催の取締役会15回のうちすべてに出席し、実業界における幅広い経営執行の経験から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	北山 禎介	当事業年度中に開催の監査役会14回のうちすべてに、また取締役会15回のうちすべてに出席し、金融業界における幅広い経験を踏まえ、議案・審議等に対して意見を述べるとともに、監査についての必要な発言を行っております。
社外監査役	飯島 澄雄	当事業年度中に開催の監査役会14回のうちすべてに、また取締役会15回のうちすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から、議案・審議等について質問し意見を述べるとともに、監査についての必要な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	94百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	4百万円
合計	99百万円
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	269百万円

- (注記) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 非監査業務の内容
当社は会計監査人に対して、非監査業務として、経理業務におけるアドバイザリー業務等を委託し、その対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、イセタン（シンガポール）Ltd.、イセタン（タイランド）Co., Ltd.およびイセタンオブジャパン Sdn. Bhd.は当社の会計監査人以外の監査法人（プライスウォーターハウスクーパース）に計算関係書類の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(2016年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)

③処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの基本方針

1.コンプライアンス体制

「当該株式会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 業務本部および営業本部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5) 当社は、当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2.リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。

- (3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
- (4) 内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3.財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」

- (1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行う。
- (3) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (4) 真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
- (5) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (6) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (7) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行う。

4.情報保存管理体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。

- ①株主総会議事録
 - ②取締役会議事録
 - ③経営戦略会議議事録
 - ④計算書類
 - ⑤官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - ⑥その他取締役会が決定する書類
- (2) 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5.効率的職務執行体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- (1) 取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図る。
- (2) 取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また、事前に経営戦略会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
- (3) 執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6.グループ会社管理体制

「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号）

三越伊勢丹グループ企業理念を当社グループに適用する。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定

めるものとする。

イ)「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社の報告に関する体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号イ）

経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。

ロ)「当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号ロ）

- (1) 当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメント部門として、当社に独立した専門部署を設置する。リスクマネジメント部門は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを実施する。
- (2) 当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社経営戦略会議の諮問機関として、当社代表取締役社長を委員長とし、委員長が指名する構成委員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。

ハ)「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号ハ）

- (1) 当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取り締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。
- (2) 当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、当社経営戦略会議または当社取締役会の承認を受ける。

二)「当該株式会社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号二)

- (1) 内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (2) コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (3) 当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7. 監査役スタッフに関する事項

「当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項」(会社法施行規則第100条第3項第1号、2号、3号)

- (1) 監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役スタッフを置くことができる。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 監査役スタッフは業務執行組織から独立し、専属として監査役の指揮命令に従いその職務を行う。監査役スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査役の同意を必要とする。

8. 監査役への報告に関する体制

1. 「当該監査役設置会社の取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」(会社法施行規則第100条第3項第4号イ)

- (1) 当社は、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議の上「監査役監査基準」に定め、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができる。
- (2) 当社グループ全体を対象とする内部通報制度である三越伊勢丹グループホットラインの導入とその適切な運用の維持により、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとする。

2. 「当該監査役設置会社の子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制」(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ)

内部監査部門は、内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換および連携を図る。

3. 「①・②の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第3項第5号)

監査役への報告を行った従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査費用の処理方針

「当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

10. 監査役監査の実効性確保に関する体制

「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- (1) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役と協議のうえ、重要な会議に出席することができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りです。

◆コンプライアンスに関する取り組みの状況

- ・当事業年度は取締役会を15回実施し、重要事項の審議・決議、業務執行に関する報告を実施いたしました。
- ・法令遵守体制の維持・向上のために、新入社員研修、新任研修、職務・階層に応じたコンプライアンス研修を定期的に実施いたしました。
- ・内部監査部門は、金額的および質的な重要性から選定されたグループ会社を対象に、金融商品取引法に基づく内部統制評価を実施することで財務報告の適正性確保を図るとともに、業務の有効性・妥当性の監査を行い、評価と改善提案をいたしました。
- ・公益通報者保護法に基づく「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、社内の専門部署および社外の弁護士事務所が通報を受ける体制を整備しております。

◆リスクマネジメントに関する取り組みの状況

- ・当社経営戦略会議の諮問機関であるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を3回実施し、当社グループの重要なリスクについて情報共有・意見交換をいたしました。
- ・当社は大規模災害、パンデミックを想定した「事業継続計画（BCP）」を策定しております。計画の実効性を高めるための訓練を定期的に実施し、継続的なレベルアップの実現に努めております。
- ・情報流出等のサイバーリスク低減のために、「W E Bセキュリティ管理ガイドライン」を制定し、運用を開始いたしました。

◆グループ会社管理に関する取り組みの状況

- ・「グループ会社管理規程」に定める当社への報告および協議ルールに基づき、グループ全社の業務の適正性を確保しております。
- ・グループ会社の新任役員を対象に、会社法に関する理解を深めるためのコンプライアンス研修を定期的に実施しております。
- ・グループ会社の経営の独立性を尊重しつつ、業務の適正性の推進のために必要に応じてグループ会社に取り締役・監査役を派遣し、経営の把握に努めております。

◆監査役の職務執行に関する状況

- ・監査役は、取締役会のほか、経営戦略会議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席する他、取締役および使用人等から定期的に報告を受けること等により、内部統制の整備、運用状況を確認しております。
- ・監査役は、会計監査人から当期の監査結果について報告を受け、監査状況の確認をしております。また、内部監査部門と連携し、適宜情報交換・意見交換を行っております。

6 コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な価値向上に資することを目的として、昨年度から適用開始となった「コーポレートガバナンス・コード」の原則も踏まえつつ、コーポレートガバナンスに関する取り組みを推進しており、平成27年11月26日には「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定いたしました。

当社グループは、お客さま・従業員・株主・お取引先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を整備・強化し、経営機構改革と併せて、コーポレートガバナンス改革を推進しております。また、企業の社会的責任を果たすという観点から、企業活動の透明性を高めるとともに、コンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆様に対し提供すべき様々な価値の創造に努め、様々なステークホルダーの皆様から信頼される企業グループを目指し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組んでまいります。

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の詳細につきましては、当社ホームページ (<http://www.imhds.co.jp>) をご覧ください。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としながら、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を図っております。なお、内部留保金につきましては、既存および新規の事業への投資を中心にこれを充当し、企業価値の向上を図る一方、配当金につきましては、今後とも連結ベースでの配当性向の向上をめざしてまいります。

(注記) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨ててあります。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入してあります。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	1,293,043
流動資産	306,331
現金及び預金	67,971
受取手形及び売掛金	128,756
有価証券	5
たな卸資産	61,365
繰延税金資産	14,214
その他	37,321
貸倒引当金	△3,303
固定資産	986,641
有形固定資産	731,302
建物及び構築物	175,559
土地	532,074
建設仮勘定	1,397
その他	22,269
無形固定資産	58,583
ソフトウエア	21,958
その他	36,625
投資その他の資産	196,755
投資有価証券	114,569
長期貸付金	430
差入保証金	66,807
退職給付に係る資産	3,448
繰延税金資産	4,003
その他	7,776
貸倒引当金	△280
繰延資産	70
社債発行費	70
合計	1,293,043

科 目	金 額
負債の部	718,727
流動負債	420,167
支払手形及び買掛金	119,255
短期借入金	58,871
コマーシャル・ペーパー	23,000
未払法人税等	6,047
商品券	83,512
繰延税金負債	474
賞与引当金	11,893
ポイント引当金	6,325
商品券回収損引当金	26,514
その他	84,271
固定負債	298,559
社債	20,000
長期借入金	74,000
繰延税金負債	142,507
退職給付に係る負債	42,122
関係会社事業損失引当金	14
持分法適用に伴う負債	3,972
その他	15,943
純資産の部	574,316
株主資本	552,312
資本金	50,276
資本剰余金	323,407
利益剰余金	184,908
自己株式	△6,280
その他の包括利益累計額	10,951
その他有価証券評価差額金	2,830
繰延ヘッジ損益	△0
為替換算調整勘定	10,327
退職給付に係る調整累計額	△2,206
新株予約権	1,681
非支配株主持分	9,371
合計	1,293,043

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	1,287,253	
売上原価	925,484	
売上総利益	361,768	
販売費及び一般管理費	328,660	
営業利益	33,107	
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,535	
持分法による投資利益	5,521	
未回収商品券受入益	5,381	
固定資産受贈益	2,891	
その他	1,587	16,918
営業外費用		
支払利息	1,089	
固定資産除却損	1,980	
商品券回収損引当金繰入額	5,558	
その他	4,692	13,320
経常利益		36,704
特別利益		
投資有価証券売却益	1,267	1,267
特別損失		
固定資産処分損	2,544	
減損損失	6,775	
事業構造改善費用	272	9,592
税金等調整前当期純利益		28,379
法人税、住民税及び事業税	7,717	
法人税等調整額	△4,760	2,956
当期純利益		25,423
非支配株主に帰属する当期純損失		△1,082
親会社株主に帰属する当期純利益		26,506

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考>

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	43,099
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,481
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,711
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,053
現金及び現金同等物の増減額	13,853
現金及び現金同等物の期首残高	50,299
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	85
現金及び現金同等物の期末残高	64,238

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



招
集
ご
通
知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

株
主
文
書
・
株
式
に
関
す
る
お
知
ら
せ

ト
ピ
ッ
ク
ス

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,198	325,171	165,131	△1,258	539,242
当期変動額					
新株の発行	78	78	－	－	156
剰余金の配当	－	－	△6,700	－	△6,700
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	26,506	－	26,506
自己株式の取得	－	－	－	△5,023	△5,023
自己株式の処分	－	0	－	1	1
連結及び持分法適用範囲の変動	－	－	△28	－	△28
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	△1,841	－	－	△1,841
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	78	△1,763	19,777	△5,022	13,069
当期末残高	50,276	323,407	184,908	△6,280	552,312

(単位：百万円)

科 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	6,749	△1	14,287	83	21,119	1,599	15,694	577,655
当期変動額								
新株の発行	－	－	－	－	－	－	－	156
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△6,700
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	26,506
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△5,023
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－	1
連結及び持分法適用範囲の変動	－	－	－	－	－	－	－	△28
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	－	－	△1,841
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,918	0	△3,959	△2,290	△10,167	82	△6,322	△16,408
当期変動額合計	△3,918	0	△3,959	△2,290	△10,167	82	△6,322	△3,338
当期末残高	2,830	△0	10,327	△2,206	10,951	1,681	9,371	574,316

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 星 野 正 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 澤 宏 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 諏 訪 部 修 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招
集
ご
通
知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

株
主
モ
・
株
式
に
関
す
る
お
知
ら
せ

ト
ピ
ッ
ク
ス

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	755,212
流動資産	214,382
現金及び預金	36,083
繰延税金資産	537
関係会社短期貸付金	166,876
未収還付法人税等	971
未収収益	10,680
その他	232
貸倒引当金	△1,000
固定資産	540,767
有形固定資産	1
器具及び備品	1
無形固定資産	0
ソフトウェア	0
投資その他の資産	540,765
投資有価証券	1,142
関係会社株式	445,620
関係会社長期貸付金	94,000
その他	3
繰延資産	63
社債発行費	63
合計	755,212

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	302,162
流動負債	203,052
短期借入金	56,000
関係会社短期借入金	120,252
コマーシャル・ペーパー	23,000
未払金	789
未払費用	2,232
賞与引当金	171
未払法人税等	262
その他	344
固定負債	99,109
社債	20,000
長期借入金	74,000
繰延税金負債	3
関係会社事業損失引当金	1,134
債務保証損失引当金	3,972
純資産の部	453,050
株主資本	451,523
資本金	50,276
資本剰余金	398,046
資本準備金	18,624
その他資本剰余金	379,421
利益剰余金	9,483
その他利益剰余金	9,483
繰越利益剰余金	9,483
自己株式	△6,283
評価・換算差額等	△153
その他有価証券評価差額金	△153
新株予約権	1,681
合計	755,212

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取配当金	5,404	
経営指導料	9,586	
役務収益	896	15,886
販売費及び一般管理費		10,314
営業利益		5,571
営業外収益		
受取利息	2,029	
その他	120	2,150
営業外費用		
支払利息	1,738	
その他	716	2,454
経常利益		5,267
税引前当期純利益		5,267
法人税、住民税及び事業税	198	
法人税等調整額	△3	194
当期純利益		5,072

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主メモ・
株式に関するお知らせ

トピックス

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	50,198	18,546	379,421	397,968	11,112	11,112
当期変動額						
新株の発行	78	78	－	78	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	△6,700	△6,700
当期純利益	－	－	－	－	5,072	5,072
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	0	0	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	78	78	0	78	△1,628	△1,628
当期末残高	50,276	18,624	379,421	398,046	9,483	9,483

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△1,261	458,016	439	439	1,599	460,055
当期変動額						
新株の発行	－	156	－	－	－	156
剰余金の配当	－	△6,700	－	－	－	△6,700
当期純利益	－	5,072	－	－	－	5,072
自己株式の取得	△5,023	△5,023	－	－	－	△5,023
自己株式の処分	1	1	－	－	－	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	△593	△593	82	△510
当期変動額合計	△5,022	△6,493	△593	△593	82	△7,004
当期末残高	△6,283	451,523	△153	△153	1,681	453,050

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 星 野 正 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 澤 宏 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 諏 訪 部 修 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主モ・
株主に関するお知らせ

トピックス

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要な確認をいたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月6日

株式会社	三越伊勢丹ホールディングス	監査役会
常勤監査役	高 田 信 哉 [㊞]	
常勤監査役	竹 田 秀 成 [㊞]	
社外監査役	北 山 禎 介 [㊞]	
社外監査役	飯 島 澄 雄 [㊞]	

以 上



株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL.0120-232-711 (通話料無料) 受付時間 土・日・祝祭日等を除く平日 9:00～17:00
上場証券取引所	東京証券取引所 福岡証券取引所
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載 URL http://www.imhds.co.jp (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

- (ご注意) 1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、下記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。なお、特別口座の口座管理機関の全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 当社と株式会社岩田屋の株式交換の効力発生日の前日である平成21年10月14日において、株式会社岩田屋の株式を特別口座でご所有の株主様につきましては、みずほ信託銀行株式会社が特別口座の口座管理機関となっておりますので、(旧)株式会社岩田屋株式にかかる特別口座の口座管理機関（みずほ信託銀行）にお問い合わせください。
4. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL.0120-232-711 (通話料無料)
(旧) 株式会社岩田屋株式にかかる特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同連絡先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL.0120-288-324 (通話料無料) 受付時間 土・日・祝祭日等を除く平日 9:00～17:00

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主メモ・
株式に関するお知らせ

トピックス

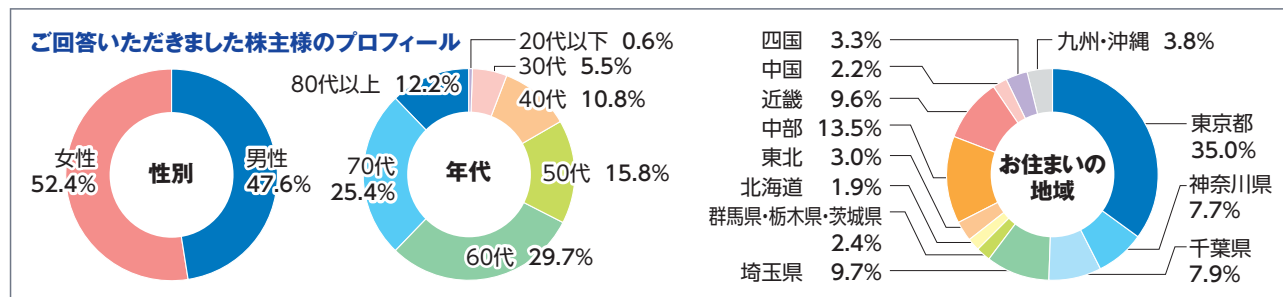
アンケート結果のご報告

第8期中間期株主通信アンケート結果のご報告

平成27年12月発送の第8期中間期株主通信に同封いたしましたアンケートに、20,176名の株主様からご回答を頂戴いたしました。

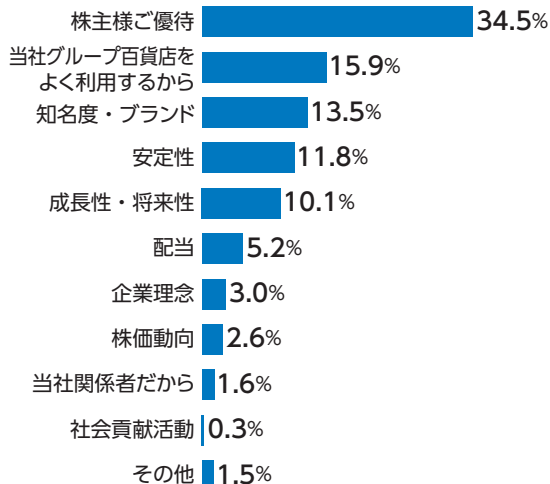
ご協力いただきました株主様には、誠にありがたく、御礼申し上げます。

なお、頂戴いたしました株主様の貴重なご意見は、今後のIR活動、情報発信等に活かしてまいりたいと存じます。以下に集計結果を掲載させていただきます。

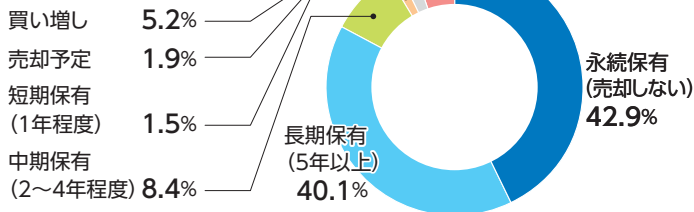


当社株式を購入された際重視したこと

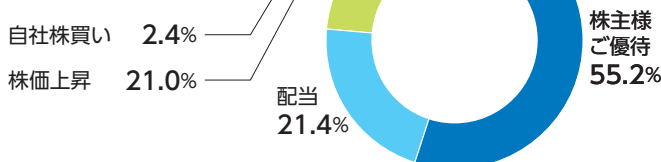
※複数回答



今後の保有方針について



今後の当社にもっとも期待すること



株式に関するお知らせ

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主メモ・
株式に関するお知らせ

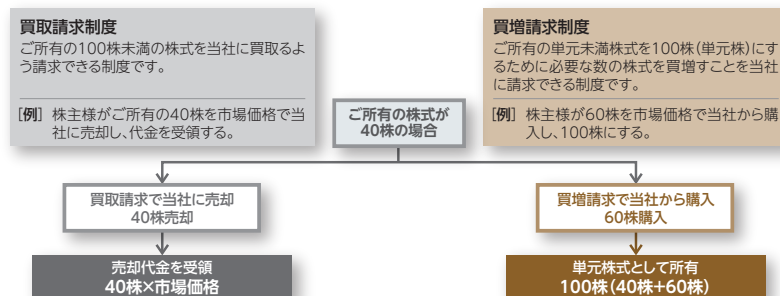
トピックス

1. 単元未満株式の買取・買増制度のご案内

当社の単元株式数は100株となっております。1株から99株の単元未満株式につきましては、株式市場で売買できない、株主総会で議決権を行使できないなどの制約があります。

当社ではそのようなご不便を解消するため、単元未満株式を当社が買取する制度および株主様が当社に対して買増しを請求できる制度を実施しております。

単元未満株式の買取・買増制度の概要



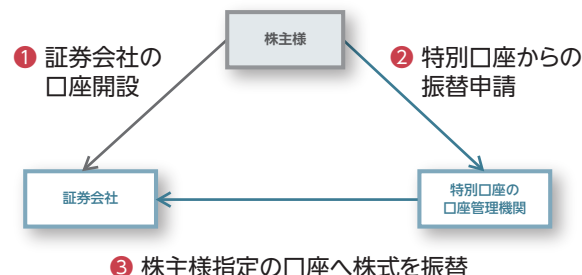
- (ご注意) 1. 単元未満株式の買取・買増請求のお手続きにつきましては、単元未満株式が証券会社等の口座に記録されている場合はお取引口座のある証券会社等に、特別口座に記録されている場合は特別口座管理機関にお問合せください。
2. 当社では、単元未満株式の買取・買増に係る手数料は無料とさせていただいております。(ただし、証券会社等によっては、取次手数料が発生する場合がございます。)

2. 特別口座をご利用の株主様へのご案内

特別口座とは、株券電子化移行時に株券を証券保管振替機構（ほふり）に預託しなかった株主様のために、当社が信託銀行に開設した口座です。

特別口座に記録されている株式は、そのままでは売却ができません。株式に係るお手続きを容易にするためにも、証券会社に口座を開設し、特別口座からの振替を行ってください。

特別口座から証券会社の口座への振替のお手続き（①②③がお手続きの順番となります。）



- (ご注意) 1. ②のお手続きにつきましては、54ページ記載の特別口座の口座管理機関にお問合せください。(旧)岩田屋の株主様については、みずほ信託銀行、それ以外の株主様については、三菱UFJ信託銀行が特別口座の口座管理機関となっています。
2. すでに証券会社等に口座をお持ちの場合、①のお手続きは必要ございません。

企業メッセージ this is japan.

三越伊勢丹グループでは、「ジャパン センサイズ」と題し、平成23年より日本の伝統・文化・美意識が作り出す価値を再認識し、新しい価値をお客さまにご提供する取り組みを推進してまいりました。

そして、この取り組みをさらに深化させた企業メッセージ「this is japan.」を昨年より掲げ、日本の四季で育まれた五感を活かし企業活動に磨きをかけております。

商品はもとより販売サービスに至るまで、世界に通じる日本の良さを発信していきます。



本年より、年2回のキャンペーンを年4回に拡大し、誇るべき日本の良さを発信いたします。

「瀬戸内国際芸術祭2016」とシンクロナイズしながらさまざまなモノやカルチャーを皆さまにご紹介いたします。



2016年のテーマは
「あなたに、期待してください。」



三越日本橋本店 猪熊弦一郎と「華ひらく」展

世界の足元を変えるISETAN SHOES^(※)をプルミエールクラスに初出展



プルミエールクラスに出展したシューズ

世界最高のファッションミュージアムをめざす伊勢丹新宿本店から誕生したオリジナル婦人靴ブランド「ナンバートゥエンティワン」で培った、モノづくりの技術を集積し「ISETAN SHOES」として1月にパリで開催された国際展示会のプルミエールクラスに、初出展いたしました。国内最大級の百貨店グループならではの、世界に通じる日本の優れた伝統・文化・美意識が創り出す価値を、世界に向けて発信いたしました。

※ISETAN SHOESは本展示会出展用の名称で正式ブランド名称ではございません。

伊勢丹新宿本店

デジタルとファッションを融合した
プロモーションを開催

「世界最高のファッションミュージアム」の実現をめざす伊勢丹新宿本店では、進化し続けるデジタルテクノロジーとファッションを融合させた新たなライフスタイルのご提案を進めております。最先端のテクノロジーを活用した装飾や体験型サービスを展開し、期間限定でお客さまが自分のコーディネート撮影しホログラム化する体験が可能なスペースを設置するなどさまざまなイベントや企画を行いました。



「未来のデパートメントストア」を表現

三越日本橋本店

カルチャーリゾート百貨店を体感いただける
新たなブランドが誕生

三越日本橋本店の本館1階にオリジナルのジャパンプレミアムブランド<SEKItowa>（セキトワ）が誕生いたしました。ブランド名の「セキトワ」（積と和）は作り手の技術や美意識をウェアや雑貨に掛け合わせすることに由来しています。京都の金箔工芸作家の技術を掛け合わせた商品やスクモレザーという藍染の革を用いた雑貨など、日本のオンリーワンの品質と技術で、お客さまの生活に彩りを添える商品を提案いたします。



本年2月にオープンした「セキトワ」

三越銀座店

空港型市中免税店「Japan Duty Free GINZA」がオープン

三越銀座店は日本ならではのおもてなしをお客さまにお届けしたいという想いを込めて、「最旬グローバル百貨店」として昨年10月にリニューアルを実施し、銀座の街とともに“最旬”を発信しております。

本年1月には沖縄以外では日本で初の空港型市中免税店「Japan Duty Free GINZA」が三越銀座店8階にオープンいたしました。日本ならではの居心地の良い空間デザインに加え、技術を駆使した体験型のコーナーを設けることで、日本の技術を実体験できるよう工夫を凝らしました。また、バリアフリーはもちろんのこと、多言語対応、インカムを駆使したご案内など三越銀座店との相互サービスの実施を含め、お客さまのご要望に親身にお応えする日本が誇るおもてなしの精神を具現化してまいります。「Japan Duty Free GINZA」はこれまでにない日本を感じる免税店として快適かつ趣のある買物体験を提供してまいります。



日本の価値と品質を融合した商品をご提供

お客さまとの接点拡大に向け中小型店舗の出店戦略を推進

三越伊勢丹グループが強みとするファッションの独自性や編集力を活かした新たなチャネル開発とエリア展開で、中小型店舗の出店戦略をすすめております。デイリー性が高い雑貨と食品を中心に、百貨店として期待される品揃えやサービスをご提供する「エムアイプラザ」は、既存サテライト店とあわせて140店舗体制の実現をめざしてまいります。

また、スペシャルティストアの開発もすすめ、「イセタンサローネメンズ」は伊勢丹新宿本店メンズ館のサロン機能を持つメンズファッションセレクトストアとして百貨店ではできない品揃えでお客さまをお迎えしております。今後も、さまざまな業態の店舗を展開し、お客さまとの接点を拡大してまいります。



丸の内に昨年12月オープンした
「イセタンサローネメンズ」

三越伊勢丹グループのCSR

三越伊勢丹グループは、社会の様々な課題に向きあい、企業活動を通じてその要請や期待に応えてまいります。ステークホルダーの皆様との信頼関係を築き、未来が豊かになる活動を推進してまいります。

「瓦礫を活かす森の長城プロジェクト」への参加

三越伊勢丹グループは、継続的な東北復興支援として平成25年より東日本大震災の大津波によって被害を受けた海岸沿いに植樹し、「いのちを守る森の防潮堤」を築く「瓦礫を活かす森の長城プロジェクト」に参画しています。昨年5月は岩沼市で開催された植樹祭に集結した約6,000人のボランティアの皆様と一緒に、全国から選ばれた優秀販売員である「エバーグリーン」と有志の85人が参加いたしました。また、11月には仙台市の青葉神社で植樹の苗木となる「どんぐり」の採取活動にも参加しています。



植樹に参加したメンバー

「人財育成の取り組み」

株式会社三越伊勢丹は、年間1,000人以上のキャリア面談を軸に、徹底的に“個”と向きあいながら、意欲ある人財の自律的なキャリア形成支援や、個の力を引き出す育成の仕組みの構築等、多様な人財の育成に注力しています。今後も、従業員がやりがいを持ち、モチベーション高く働ける環境を整備し、おもてなしの心と高い販売知識で、お客さまのご期待に感動レベルで応えることができる人財育成を推進してまいります。



百貨店としては初の受賞となる
「女性活躍/パワーアップ大賞」優秀賞

表彰実績

- 経済産業省 「平成26年度 ダイバーシティ経営企業100選」 選出
- 厚生労働省 「キャリア支援企業表彰2015 ～人を育て・人が育つ企業表彰」 表彰企業
- 一般社団法人日本能率協会 「KAICA Awards 2015」 KAICA賞 受賞
- 公益財団法人日本生産性本部 「女性活躍/パワーアップ大賞」 優秀賞 受賞

〈メ モ 欄〉

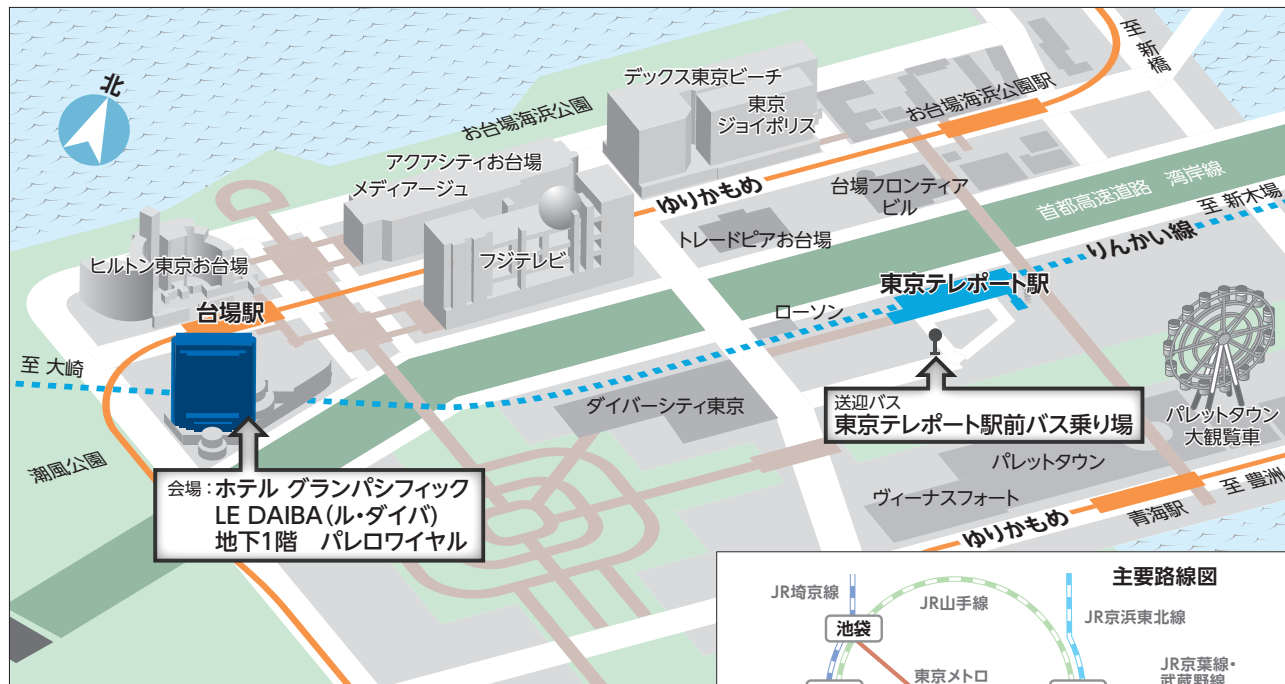
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

定時株主総会会場 ご案内図

会場

東京都港区台場二丁目6番1号
ホテル グランパシフィック LE DAIBA (ル・ダイバ)
地下1階 パレロワイヤル

開催場所が前年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



最寄駅

ゆりかもめ 台場駅直結 (改札を出て右にお進みください)
りんかい線 東京テレポート駅より徒歩 約15分

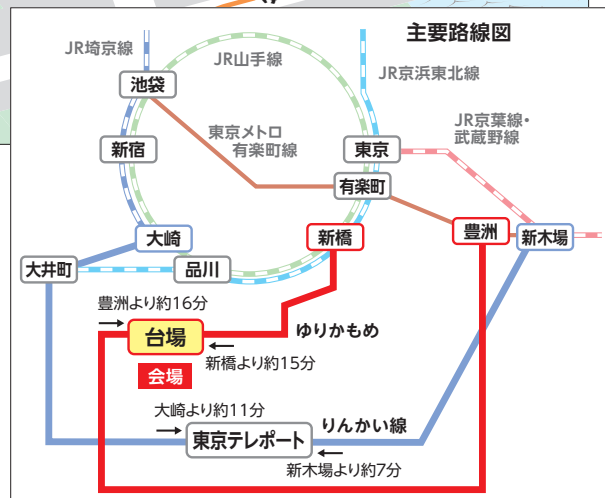
送迎バス 8時50分から9時50分まで、東京テレポート駅前バス乗り場より随時運行いたします。
(株主総会終了後も、会場から東京テレポート駅まで運行いたします。)

路線バス 路線バスもご利用いただけます。

kmフラワーバス (浜松町発→台場駅前下車)
(所要時間20分前後)

お台場レインボーバス (田町駅東口または品川駅港南口 (東口)
→ホテル グランパシフィック LE DAIBA下車)
(所要時間20分から25分前後)

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



本会場「パレロワイヤル」が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

青磁色 Seijiirō

青磁の肌の色のような浅い青緑色



法令及び定款に基づく インターネット開示事項

1. 会社の新株予約権等に関する事項
(平成28年3月31日現在)
2. 連結注記表
3. 個別注記表
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

「会社の新株予約権等に関する事項」、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.imhds.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社取締役および当社監査役が保有している新株予約権等の状況

	名 称	個数(個)	保有者数(名)
取締役 (社外を除く)	第 13 回 新株予約権	51	1
	第 14 回 新株予約権	266	2
	第 15 回 新株予約権	373	3
	第 16 回 新株予約権	124	2
	第 17 回 新株予約権	558	3
	第 18 回 新株予約権	199	2
	第 19 回 新株予約権	592	4
	第 20 回 新株予約権	102	1
	第 21 回 新株予約権	471	5
	第 23 回 新株予約権	395	5
	第 25 回 新株予約権	381	5
取締役 (社外)	該当ありません。		
監査役 (社外を除く)	第 13 回 新株予約権	42	1
	第 15 回 新株予約権	101	1
	第 17 回 新株予約権	152	1
	第 21 回 新株予約権	58	1
	第 23 回 新株予約権	51	1
監査役 (社外)	該当ありません。		

上記の新株予約権の内容の概要は以下のとおりであります。

第13回新株予約権（平成22年 2 月26日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 975個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 97,500株（新株予約権 1 個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1 個あたり88,200円（1 株あたり882円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1 個あたり100円（1 株あたり 1 円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成23年 4 月 1 日から平成38年 2 月26日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から 5 年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第14回新株予約権（平成22年 2 月26日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 2,426個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 242,600株（新株予約権 1 個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1 個あたり88,200円（1 株あたり882円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1 個あたり100円（1 株あたり 1 円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成23年 4 月 1 日から平成38年 2 月26日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から 5 年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第15回新株予約権（平成23年 2 月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 930個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 93,000株（新株予約権 1 個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1 個あたり97,000円（1 株あたり970円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1 個あたり100円（1 株あたり 1 円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成24年 3 月 1 日から平成39年 2 月15日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から 5 年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第16回新株予約権（平成23年 2 月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,966個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 196,600株（新株予約権 1 個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1 個あたり97,000円（1 株あたり970円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1 個あたり100円（1 株あたり 1 円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成24年 3 月 1 日から平成39年 2 月15日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から 5 年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第17回新株予約権（平成24年 2 月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 2,450個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 245,000株（新株予約権 1 個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1 個あたり84,500円（1 株あたり845円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1 個あたり100円（1 株あたり 1 円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成25年 3 月 1 日から平成40年 2 月17日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から 5 年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第18回新株予約権（平成24年 2 月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,496個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 149,600株（新株予約権 1 個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1 個あたり84,500円（1 株あたり845円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1 個あたり100円（1 株あたり 1 円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成25年 3 月 1 日から平成40年 2 月17日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から 5 年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第19回新株予約権（平成25年 2 月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 2,053個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 205,300株（新株予約権 1 個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1 個あたり88,500円（1 株あたり885円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1 個あたり100円（1 株あたり 1 円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成26年 3 月 1 日から平成41年 2 月15日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から 5 年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第20回新株予約権（平成25年 2 月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,540個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 154,000株（新株予約権 1 個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1 個あたり88,500円（1 株あたり885円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1 個あたり100円（1 株あたり 1 円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成26年 3 月 1 日から平成41年 2 月15日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から 5 年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第21回新株予約権（平成26年 2 月14日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,800個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 180,000株（新株予約権 1 個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1 個あたり114,600円（1 株あたり1,146円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1 個あたり100円（1 株あたり 1 円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成27年 3 月 1 日から平成42年 2 月14日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から 5 年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第23回新株予約権（平成27年 2 月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,514個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 151,400株（新株予約権 1 個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1 個あたり169,000円（1 株あたり1,690円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1 個あたり100円（1 株あたり 1 円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成28年 3 月 1 日から平成43年 2 月17日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から 5 年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第25回新株予約権（平成28年 2 月16日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,307個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 130,700株（新株予約権 1 個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1 個あたり126,600円（1 株あたり1,266円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1 個あたり100円（1 株あたり 1 円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成29年 3 月 1 日から平成44年 2 月16日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から 5 年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

(2) 当事業年度中に当社の執行役員ならびに子会社の執行役員に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に当社の執行役員に交付した新株予約権の内容の概要は、(1)に記載の第25回新株予約権のとおりであります。また、当事業年度中に当社の子会社の執行役員に交付した新株予約権の内容の概要は、下記に記載の第26回新株予約権のとおりであります。

なお、交付状況は以下のとおりでございます。

	交付日	行使価額	行使期間	個数(個)	交付者数(名)
当社の執行役員 (当社の取締役を兼ねている者を除く)	平成28年2月16日	1円	平成29年3月1日から 平成44年2月16日まで	926	21
子会社の執行役員 (子会社の取締役を兼ねている者を除く)	同上	同上	同上	577	14

第26回新株予約権(平成28年2月16日発行)

- ・新株予約権の数(発行時点) 577個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点) 当社普通株式 57,700株(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり126,600円(1株あたり1,266円)
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円(1株あたり1円)
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成29年3月1日から平成44年2月16日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

2. 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

38社

(2) 主要な連結子会社の名称

(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)静岡伊勢丹、(株)新潟三越伊勢丹、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津滨海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）L t d.、イセタン（タイランド）C o., L t d.、イセタン オブ ジャパン S d n. B h d.、米国三越 I N C.、イタリア三越 S. p. A.、(株)エムアイカード、(株)三越伊勢丹フードサービス

なお、平成27年4月1日付で、(株)三越伊勢丹旅行については重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

英国三越 L T D.、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)アイタス、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、(株)ファッションヘッドライン

(4) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 8社

新光三越百貨股份有限公司、(株)プランタン銀座、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローバー C o., L t d.、新宿サブナード(株)、(株)J P 三越マーチャンダイジング、(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹、(株)アイム環境ビル管理

なお、平成27年4月1日付で、(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹については重要性が増したため、持分法適用関連会社の範囲に含めております。

また、従来、持分法適用会社でありました(株)J T B 伊勢丹トラベルは重要性が乏しいため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用会社の名称および持分法を適用しない理由

持分法非適用会社（栄地下センター(株)他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）L t d.、イセタン（タイランド）C o. , L t d.、イセタン オブ ジャパン S d n. B h d.、米国三越 I N C.、イタリア三越 S. p. A.、イセタンミツコシ（イタリア）S. r. l. の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他の有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

商品

主として売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他

主として先入先出法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引

ヘッジ対象 外貨建営業債務、借入金の支払金利

ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～１３年）による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～１３年）による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金が1,841百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は1,841百万円減少しております。

また、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

6. 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が6,845百万円、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が6,692百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金額が153百万円増加しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	366,239百万円
2. 偶発債務	
保証債務等	
従業員住宅ローン保証	177百万円
関係会社買掛金債務保証	
(株)CLUB21JAPAN	12百万円
関係会社借入金等債務保証	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	(注) 9,668百万円
保証債務等合計	9,847百万円
(注) 上記金額については、債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。	
3. たな卸資産の内訳	
商品	59,468百万円
製品	1,006百万円
仕掛品	119百万円
原材料及び貯蔵品	771百万円
たな卸資産合計	61,365百万円

[連結損益計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	建物及び構築物 その他	1,991 279	伊勢丹立川店（東京都 立川市）
店舗	建物及び構築物 その他	646 71	福岡三越店（福岡県 福岡市）
店舗	建物及び構築物 その他	188 22	中華人民共和国 上海市
店舗	建物及び構築物 その他	－ 654	中華人民共和国 天津市
店舗	建物及び構築物 その他	18 763	シンガポール シンガポール市
営業用システム	ソフトウェア その他	1,920 23	東京都新宿区
その他	建物及び構築物 土地 ソフトウェア その他	83 39 36 36	宮城県仙台市 他
	合計	6,775	

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約7%で、割り引いて算定しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式

395,118,414株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月22日 定時株主総会	普通株式	4,335	11.00	平成27年3月31日	平成27年6月23日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	2,365	6.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成28年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,349	6.00	平成28年3月31日	平成28年6月21日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式

1,381,940株

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金および高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入および短期社債（コマーシャル・ペーパー）、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスクおよび借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約および当座借越契約により十分な手許流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	連結貸借対照表計上額(注1)	時価(注1)	差額
(1) 現金及び預金	67,971	67,971	—
(2) 受取手形及び売掛金	128,756	128,756	—
(3) 有価証券	5	5	—
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,188	2,173	△14
其他有価証券	35,177	35,177	—
(5) 差入保証金	66,807	63,819	△2,988
(6) 支払手形及び買掛金	(119,255)	(119,255)	—
(7) 短期借入金(注2)	(35,571)	(35,571)	—
(8) コマーシャル・ペーパー	(23,000)	(23,000)	—
(9) 社債	(20,000)	(20,673)	673
(10) 長期借入金(注2)	(97,300)	(96,867)	△432
(11) デリバティブ取引	△0	△0	—

(注1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金は、(7) 短期借入金に含めておらず、(10) 長期借入金に含めています。

(注3) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

(6) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (7) 短期借入金、(8) コマーシャル・ペーパー
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (9) 社債
社債の時価については、市場価格に基づいて算定しております。
- (10) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。
- (11) デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(10)参照)
- (注4) 非上場株式、関係会社株式等(連結貸借対照表計上額77,203百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
賃貸等不動産	140,126	155,016

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 1,438円17銭
2. 1株当たり当期純利益 67円41銭

(注1) 「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が4円70銭減少しております。また、1株当たり当期純利益への影響は軽微であります。

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

3. 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

保証債務

関係会社の借入金に対する債務保証

株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 9,668百万円

(注) 上記金額については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しています。

関係会社に対する短期金銭債権 10,890百万円

関係会社に対する短期金銭債務 3,304百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 15,886百万円

販売費及び一般管理費 665百万円

営業取引以外の取引高 3,197百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	814,336	2,650,875	810	3,464,401

(注) (1) 増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,638,800株、及び単元未満株式の買取請求による増加12,075株であります。

(2) 減少は、単元未満株式の買増請求によるものです。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	52百万円
未払費用	404百万円
未払事業税等	69百万円
ストックオプション費用	313百万円
関係会社株式評価損	5,186百万円
関係会社事業損失引当金	347百万円
債務保証損失引当金	1,216百万円
貸倒引当金	306百万円
その他	10百万円
繰延税金資産小計	7,906百万円
評価性引当額	△7,369百万円
繰延税金資産合計	537百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△3百万円
繰延税金負債合計	△3百万円

繰延税金資産（負債）の純額	534百万円
---------------	--------

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社三越伊勢丹	直接 100%	役員の兼任 経営管理等 資金貸借	経営指導料の受取(注1) 経理業務委託料 資金の受取(注2) 利息の受取(注3) 出向者人件費の支払(注4)	8,671 513 50,245 1,514 6,447	未収収益 — 関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 未収収益 未払費用	9,412 — 84,349 94,000 139 377
子会社	株式会社岩田屋三越	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の受取(注2) 資金の貸付(注3)	20,000 6,588	関係会社短期貸付金	9,259
子会社	株式会社名古屋三越	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の借入(注2)	3,946	関係会社短期借入金	8,507
子会社	株式会社エムアイカード	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の貸付(注2) 利息の受取(注3) 資金の返済(注2)	53,747 280 10,750	関係会社短期貸付金 —	53,747 —
子会社	株式会社エムアイ友の会	間接 100%	資金貸借	資金の借入(注2) 利息の支払(注3)	1,138 633	関係会社短期借入金	86,741
子会社	株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の貸付(注2)	3,340	関係会社短期貸付金	7,800
関連会社	株式会社ジェイアール西日本伊勢丹	直接 40%	役員の兼任	債務保証	13,640	債務保証損失引当金	3,972

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) (1) 経営指導料については、契約条件により決定しております。
- (2) 資金の貸借については、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であります。
- (3) 貸付金・借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (4) 株式会社三越伊勢丹が支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。
- (5) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1 株当たり純資産額	1,152円47銭
2. 1 株当たり当期純利益	12円90銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。